

大磯町職員の定数条例の一部を改正する条例

大磯町職員の定数条例（昭和29年大磯町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表町長の事務部局の職員の項中「202」を「197」に改め、同表消防職員の項中「45」を「50」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄